

横浜市立矢部小学校 いじめ防止基本方針

【いじめ防止に向けた学校の考え方】

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもはかけがえのない存在である。よっていじめを受けた子どもたちは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであること、また、いじめを行った子どもたちにも、その成長に多大な影響を与えるものであるととらえている。以上のことを深く受け止め、次の基本理念に基づいて、いじめ防止に取り組む。

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりをめざす。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識をはぐくむため、代表委員会等で話し合われた、いじめ防止に向けた児童の取組が年間を通して実践していけるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) 教職員は、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守りぬくことを表明し、いじめの把握に努め、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組むとともに、定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、子どもの状況の把握に努める。

【学校いじめ防止対策委員会の設置】

① 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」は、校長、副校長、児童支援専任教諭、各学年担任、養護教諭で構成する。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

- ・いじめの事案に対して、「学校いじめ防止対策委員会」が中核となり、組織的に取り組む。
- ・いじめの疑いがある時は、担任や一部の教職員で抱えることなく、児童支援専任がコーディネーターとなり、管理職に報告、連絡、相談を行い、全職員で組織的に対応していく。
- ・管理職の判断を仰ぎながら、いじめに関する情報の集約や記録対応の役割分担を、児童支援専任が中心となって行う。またその管理は、児童支援専任、及び、人権担当教諭とする。

【いじめの未然防止、早期発見、事案対処】

① いじめの未然防止 =児童一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようにする=

- ・全教職員がどの子どもに対しても「矢部小のきまり」に則った指導、支援を行う。「矢部小のきまり」については、随時、子どもの実態を踏まえ、修正、確認する。
- ・教職員は日頃から、児童一人ひとりの安心と安全を第一に考え、寄り添い、適切な指導・支援に当たる。
- ・学級としての集団作り、及び、他学年との縦割り活動の機会を大切にする。そのために、特別活動や道徳教育、人権教育を充実させ、また、学級集会や委員会など、子どもの自主的な活動に教師が積極的にかかわり、適切な指導、支援に当たる。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、アセスメントを通して個々の子どもの内面の変化をとらえるととともに、学級の傾向を分析した上でプログラムを実践し、子どもの社会性を高めるようにする。

② いじめの早期発見 =いじめを見逃さない、教職員の子どもの見る目と心を養う=

- ・毎月開催する「いじめ防止対策委員会」、及び、子どもに関する日々の情報交換において、気にかかる子ども、配慮を要する子どもの情報を全職員で共有しておく。
- ・定期的なアンケート(YP アセスメントやいじめ解決一斉アンケート等)を行う。結果を受け、必要に応じて教育相談を行う。担任、児童支援専任が指導、支援に当たる。指導の状況について「いじめ防止対策委員会」にて共有化を図る。
- ・特別支援教育(ユニバーサルデザイン、自閉症理解等)に関する研修を実施し、理解を深める。
- ・学校カウンセラーに学級を参観してもらい、心理的な視点から見えてくる手立てやその工夫を実践する。
- ・地域療育センターのコンサルテーションや特別支援学校地域コーディネーターの巡回指導を行い、配慮を要する子どもの支援について具体的なアドバイスを受け、実践する。
- ・「教育相談」の案内を年度初めに保護者にお知らせし、随時実施する。必要に応じて、スクールカウンセラー、地域療育センター、子ども家庭支援課等の諸機関に案内する。
- ・インターネットを通じたいじめの実態や対応方法について教職員等で研修会を実施し、理解を深める。

③ いじめに対する措置 =被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う=

- ・いじめの認識後、すばやく「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・事実確認の方法、被害児童、加害児童、及び、保護者への対応等を決定し、対応する。
- ・いじめの事実や対応の見通しについて全職員(いじめ防止対策委員会)で共通理解を図る。
- ・いじめの事実について、児童、保護者への報告を行う。
- ・いじめが犯罪行為に当たると認められたり、重大事態に発展したりすることを想定し、管理職の判断で関係機関、専門機関等との連携を図る。

④ いじめの解消

「いじめが解消している」状態とは、「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- ・児童支援専任教諭と当該学年担任が児童を見守り、解消状況を確認する。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」で定期的に状況を共通理解する。

⑤ 教職員等への研修

- ・いじめ対策防止委員会を中心に情報を収集しながら研修計画を立てる。
- ・いじめ根絶横浜メソッドを活用し、具体的な事例を通していじめの定義や対応、未然防止についての確認を行う。
- ・特別支援についても理解を深められるような研修を重ねていく。

⑥ 学校運営協議会等の活用

- ・地域アンケートの活用や、民生、児童委員なども活用し、学校の課題を共有し、地域とともに解決に向かって協同的に考えることができるようにする。

⑦ 取組の年間計画

※年間:いじめ防止対策委員会(月1回・随時)いじめの認知、支援方針の決定 教育相談

4月	基本方針の確認と周知 児童理解研修
5月	地域訪問 いじめ早期発見のための生活アンケート YP アセスメント1回目
6月	中学校ブロック地区懇談会 まち懇
7月	保護者個人面談 横浜子ども会議
8・9月	職員研修 区横浜子ども会議
10月	市横浜子ども会議
11月	YP アセスメント2回目
12月	保護者個人面談 人権週間 いじめ解決一斉アンケート
1月	学校評価アンケート 児童理解研修
2月	幼保との引継
3月	基本方針の見直し 中学校との引継

【重大事態への対処】

「いじめ重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)と定義されている。

学校は、重大事態に対して次の対処を行う。

(1) 重大事態の報告

- ・ 重大事態と思われる案件が発生した場合は直ちに横浜市教育委員会南部学校教育事務所に報告する。

(2) 重大事態の調査・報告

- ・ いじめ防止対策委員会を中心に、直に対処するとともに、再発防止も視点に置いた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

(3) 児童・保護者への報告

- ・ いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

【いじめ防止対策の点検、見直し】

この「矢部小学校いじめ防止基本方針」は、より実効性の高い取組となるよう「町とともに歩む学校づくり懇話会」等の意見を聞きながら、保護者及び地域の理解と協力のもと策定し、いじめ防止対策委員会を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直し公表していくようにする。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れる等、児童の主体的かつ積極的な参加を確保するようにする。また、いじめ認知への意識を高めるよう職員に対して周知し、情報共有できる機会を作っていく。組織として、いじめに対してのアンテナの感度を高めていきたい。